

区役所 市民部 区政調整課

【所在地】

区役所市民部 区政調整課	郵便番号	所 在 地	電 話
中 区	730-8587	中区国泰寺町一丁目4-21	082-504-2543 (直通)
東 区	732-8510	東 区 東 蟹 屋 町 9 - 3 8	082-568-7703 (直通)
南 区	734-8522	南区皆実町一丁目5-44	082-250-8933 (直通)
西 区	733-8530	西区福島町二丁目2-1	082-532-0925 (直通)
安佐南区	731-0193	安佐南区古市一丁目33-14	082-831-4925 (直通)
安佐北区	731-0292	安佐北区可部四丁目13-13	082-819-3903 (直通)
安 芸 区	736-8501	安芸区船越南三丁目4-36	082-821-4903 (直通)
佐 伯 区	731-5195	佐伯区海老園二丁目5-28	082-943-9706 (直通)

【相談日時】

日時は一律でないので、3～4ページの「市民相談の日程」を参照してください。

【相談業務内容】

- (1)市政相談 (2)交通事故相談 (3)暴力被害相談 (中区役所を除く)
 - (4)人権相談 (5)行政相談 (6)司法書士法律相談
 - (7)表示登記・境界相談 (8)行政書士法律手続相談
 - (9)年金・労働相談 (中区役所のみ)
 - (10)税務相談 (佐伯区役所のみ) を受けています。
- 詳しくは、3～4ページの「市民相談の日程」を参照してください。

【相談料】

無 料

【申込方法】

市政相談以外は予約制です。相談日当日午前8時30分から電話で先着順に受け付けます。

交通事故相談・表示登記・境界相談につきましては、相談日当日の午前10時まで随時、電話で先着順に受け付けます。

市 民 相 談

(市外局番：082)

相 談 名		場 所 (TEL FAX)	市役所本庁舎	各 区 役 所				
			市民相談センター	中 区	東 区	南 区	西 区	
		相談員	TEL504-2120 FAX504-2121	TEL504-2543 FAX541-3835	TEL568-7703 FAX262-6986	TEL250-8933 FAX252-7179	TEL532-0925 FAX232-9783	
市 政 相 談		市 職 員	月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	
一 般 相 談	民 事 相 談	民事相談員	月～金曜日					
	交 通 事 故 相 談	交通事故相談員	月～金曜日	第1火曜日	第2火曜日	第4火曜日	第3火曜日	
	暴 力 被 害 相 談	暴力被害相談員			第1火曜日	第3火曜日	第4火曜日	
特 別 相 談	人 権 相 談	人権擁護委員		第2水曜日	第3水曜日	第1水曜日	第3木曜日	
	行 政 相 談	行政相談委員		第2金曜日	第1金曜日	第4金曜日	第3金曜日	
	司法書士法律相談	司 法 書 士		第1木曜日	第3木曜日	第2木曜日	第4木曜日	
	表示登記・境界相談	土地家屋調査士		第1月曜日	第2月曜日	第3月曜日	第4月曜日	
	行 政 書 士 法 律 手 続 相 談	行 政 書 士		第1水曜日	第2木曜日	第4木曜日	第2火曜日	
	年金・労働相談	社会保険労務士		第3火曜日				
	税 務 相 談	税 理 士						
	法 律 相 談	弁 護 士	下記3をご覧ください					

1 一般相談（各区役所の交通事故相談・暴力被害相談を除く）・・・広島市民に限りします。

相談時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までです。ご来室の場合は、午後3時頃までにお越しください。お電話の場合は、午後4時頃までにおかけください。

2 特別相談（各区役所の交通事故相談・暴力被害相談を含む）・・・広島市民に限りします。

予約制です。下記のとおりお申込みください。（予約に空きがある場合、電話での相談も可能です。）

区 分	定員	予 約 方 法	相談時間(持ち時間)	相談のない日
各区役所の交通事故相談・表示登記・境界相談	6人	随時、ただし相談日当日の10時まで、電話で先着順	午後1時～午後4時(1人30分間)	土・日・祝日、休日、 8月6日 8月13日～8月16日 12月28日～1月4日
暴 力 被 害 相 談	4人	相談日当日の8時30分から電話で先着順	午後1時～午後3時(1人30分間)	
それ以外の相談	6人		午後1時～午後4時(1人30分間)	

※聴覚障害などで電話での予約申込みが難しい方は、事前に市民相談センターへファクス（504-2121）等でご相談ください。

3 法律相談（弁護士）・・・広島市民に限りします。

身近な法律問題(刑事事件は除く)で困りの方は、まず、市民相談センターへお電話されるか、ご来室ください。

民事相談員が相談を受けた後に予約を受け付けます。

の

日

程

※相談は無料です。

(平成 30 年 6 月現在)

区 政 調 整 課				相 談 内 容
安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
TEL831-4925 FAX877-2299	TEL819-3903 FAX815-3906	TEL821-4903 FAX822-8069	TEL943-9706 FAX923-5098	
月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	市政に対する意見・要望などについて
				親族・相続関係その他日常生活上の法律関係の困りごとなどについて
第 1 金 曜 日	第 3 金 曜 日	第 4 金 曜 日	第 2 金 曜 日	賠償額の算定、自賠責保険請求の仕方などについて
第 3 木 曜 日	第 2 木 曜 日	第 1 木 曜 日	第 4 木 曜 日	暴力団の介入をはじめとする暴力が絡む問題などについて ※暴力被害相談センター：市役所本庁舎12階 電話504-2710 FAX504-2712
第 2 木 曜 日	第 4 木 曜 日	第 2 木 曜 日	第 2 木 曜 日	いじめや嫌がらせなどの人権の侵害などについて ※広島法務局(電話0570-003-110)でも人権相談を受け付けています。
第 1 水 曜 日	第 3 水 曜 日	第 2 水 曜 日	第 4 水 曜 日	国の機関、特殊法人などに関する要望・意見などについて
第 3 水 曜 日	第 2 水 曜 日	第 4 水 曜 日	第 1 水 曜 日	登記、不動産、会社、相続、成年後見、債務整理(破産など)、裁判、その他身近な法律相談
第 2 金 曜 日	第 4 金 曜 日	第 1 金 曜 日	第 3 金 曜 日	土地の境界に関すること。土地建物の調査測量、土地の分筆・建物の新築等の登記手続などについて
第 4 水 曜 日	第 1 木 曜 日	第 3 火 曜 日	第 2 火 曜 日	遺言書、遺産分割協議書、任意後見契約、各種契約書、内容証明、外国人の在留、自賠責保険請求や建設業許可・営業許可など各種許可の法律手続などについて
				公的年金、労働社会保険、労働安全衛生、職場におけるセクハラ・男女差別などについて
			第 2 月 曜 日	相続税・贈与税などの税金に関する諸問題について ※中国税理士会税金相談センター(0120-927-370/236-1145)でも税務相談を受け付けています。
				法律上の諸問題について(刑事事件は除く)

4 市政相談

電話、来室、電子メール、ファクス、郵便などで随時お受けします。

市政へのご意見・ご要望	市の業務など市政に対するご意見やご要望など	電子メール:kocho@city.hiroshima.lg.jp FAX.504-2121 郵便:〒730-8586広島市中区国泰寺町一丁目6-34 広島市市民相談センター宛
-------------	-----------------------	--

※ 広島市ホームページ (http://www.city.hiroshima.lg.jp) からアクセスできます。

5 その他の相談

一日総合相談	国、県、市等が一堂に会し、意見、要望などを受ける。	10月の行政相談週間行事の一環として、本庁舎講堂で開催
よろず相談	広島自由業団体連絡協議会との共催で、法律、税金、登記、測量、許可申請手続などの相談を受ける。	年1回(11月頃)、本庁舎講堂で開催

※ 具体的な開催日時は、広報紙「市民と市政」などで広報します。